

## 政府の専門職員（転嫁対策調査官）による相談のご案内

### 取引先から消費税引き上げ分を押しつけられてお困りの方！

消費税増税に伴い転嫁拒否（減額、買ったたき、利益提供の要請、本体価格での交渉の拒否等）にあった時は、政府の専門職員（転嫁対策調査官）が無料でお電話、又は直接お会いしてご相談をお受けします。遠慮なくご相談ください。

#### 〈以下のような事項は禁止されています〉

- 「(支払時になって) やっぱり消費税分は支払わないよ」
- 「増税3%分値引きしてよ」
- 「消費税3%分はのむけど、その分、本体価格を下げてよ」

#### 〈転嫁対策調査官とは？〉

- 消費税の転嫁拒否等の被害について聞き取り調査や立入検査を行う専門職員です。
  - 消費税転嫁に悩む全国の事業者の皆様の声を拾い上げ、厳正に取締りを行ってまいります。
- 相談のお申込は関東経済産業局消費税転嫁対策室（TEL：048-783-3570）まで。午前9時から午後5時、土曜日・日曜日も受付します。

**相談者の秘密は厳守いたします！**

## 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」（注）に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、**平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、受取金額が**5万円未満**のものについて非課税とされることとなりました。尚、受取金額に応じた印紙税額の変更はありません。

（注）「金銭又は有価証券の受取書」とは

金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいい、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

## 個人事業主の方へ！夏期源泉税相談のお知らせ

納期特例により源泉徴収をした平成26年1月から6月までの所得税の納期限は、7月10日（木）までです。つきましては、下記の日程により個別相談会を開催いたしますので、納付に関するご相談がありましたら、ご来会ください。尚、税額が0円でも税務署に報告する必要がある場合がございますので、ご注意ください。

会 場	日 程
商工会本所（大森3934-4 TEL42-2750）	土日を除き毎日
印旛支所（鎌苅2 TEL99-0282）	7月4日（金）・7日（月） ・9日（水）
本埜支所（本埜公民館 2階団体研修室3）	7月9日（水）

各日共午前10時から午後3時まで

**※税務署から送付されている源泉所得税納付書をご持参ください。**

## 経営労務改善相談センターをご活用ください

経営環境の変化に対応して労働条件を改善したり、人事労務管理を含む経営改善を行うためには賃金制度、労働時間制度、労働安全管理体制等の見直しを図ることが課題となります。こうした課題に取り組む中小企業への支援として、無料の相談を行います。

ご相談事例

- 労務改善、経営について知りたいが…
- 作業環境を良くして働きやすい職場をつくりたいが…
- 給与制度・給与体系を見直したいのだが…
- 就業規則をしっかりとしたものになりたいが…

厚生労働省の委託事業ですので、ご相談内容が外部にもれることはありませんので、安心してご相談ください。又専門家を無料で各事業所へ派遣し、相談を受けることもできます。

相談を希望される方は、相談・受付専用ダイヤル**043-222-0500**へ。相談日は原則、土日・祝日を除く平日（月18日）で、時間帯は午前9時から午後5時までです。平日でも開所されない日がありますので、千葉県社会保険労務士会のHPでご確認ください。

**「いんざい産業まつり開催のお知らせ」「一日公庫のご案内」「自宅で受けられるがん予防検診」「エキスパートバンクのご案内」を同封してございますので、是非ご覧いただき、ご活用ください。**